

2022 年度 入学試験問題

政経A問

政 治・経 済

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm 以上の芯であれば使用可〉で記入することになっています。
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
- III 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
- IV 試験時間は 60 分です。
- V 問題は 23 ページで大問 4 問です。

マーク記入上の注意

1. 解答欄にマークするときは、HB の黒鉛筆で次の正しい例のように、濃く正確にぬりつぶしてください。

2. マークのしかた

(ア) 正しい例

a 解答が 1 つの場合、例えばイと解答するときは

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
-----	---	---	---	---	---

のように、マークしてください。

b 解答が 2 つの場合、例えばイウと解答するときは

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ

または

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ

のように各 1 つずつマークしてください。

(イ) 悪い例

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(2)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(3)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(4)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
(5)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ

○印でかこむ。

全部をぬりつぶしていない。

レ印をつける。

印をつける。

1 欄に 2 以上マークする。

} このような記入をしてはいけません。

3. 一度記入したマークを訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから記入しなおしてください。

(1)	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ
-----	---	---	---	---	---

のように×印をしても消したことにはなりません。

4. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、また汚したりしないでください。

[I] 次の文章を読んで、問(A)～問(H)に答えなさい。

冷戦が終結してから 30 年以上がたった現在においても、軍備管理・軍縮問題、特に核兵器問題は依然として重要である。そこで、核開発競争と軍備管理・軍縮に関する歴史を振り返ってみよう。

1945 年 8 月、アメリカは広島と長崎に原子爆弾を投下した。その後、核兵器の開発競争が激化し、1949 年にはソビエト連邦(ソ連)、1952 年には(1)がそれぞれ核実験を行った。このような流れを受け、1950 年代に反核運動が世界各地で盛り上がった。しかし、こうした運動にもかかわらず、1960 年代以降も核実験を行う国が増加していった。例えば、(2)は 1960 年にアルジェリアで核実験を行った。また、(3)は 1964 年の東京オリンピック開催中に核実験を行った。

1945 年から包括的核実験禁止条約(C T B T)が国際連合で採択された 1996 年までの約 50 年間に世界で 2,000 回以上の核実験が行われたと言われている。それらの核実験の大半は、下の表が示す 5 カ国によって実施された。

表：主要 5 カ国の核実験の回数(1945～1996 年)

国名	核実験の回数	期間
アメリカ	1,032	1945 年～1992 年
ソ連	715	1949 年～1990 年
(1)	45	1952 年～1991 年
(2)	210	1960 年～1996 年
(3)	45	1964 年～1996 年

出典：包括的核実験禁止条約機関準備委員会ホームページ ‘World Overview’,
<https://www.ctbto.org/nuclear-testing/history-of-nuclear-testing/world-overview/>(2021 年 10 月 20 日閲覧)より作成。

この5カ国以外にも、核実験を行った国がいくつある。例えば、(4)は1974年と1998年に核実験を行った。1998年には(5)も核実験を実施し、両国間の対立が深まった。また、2001年にアメリカで同時多発テロが発生して以降は、テロリストへの核拡散を懸念する声が高まった。

核兵器の管理に関する国際的取り組みが本格化したのは1960年代であった。1963年にアメリカ、ソ連、(1)の三国間で部分的核実験禁止条約(P T B T)⁽²⁾が締結された。また、1968年に国際連合で核兵器不拡散条約(N P T)⁽³⁾が採択された。N P Tは核不拡散条約または核拡散防止条約とも呼ばれ、1970年に発効した。1970年代には、アメリカとソ連の間で戦略兵器制限交渉(S A L T)が進められた。さらに1980年代以降はアメリカとソ連(のちにロシア)間で核兵器の削減に関する諸条約⁽⁴⁾が締結された。1996年に国際連合で上述のC T B Tが採択されたが、同条約は未発効である。より最近の出来事としては、2009年に当時のアメリカ大統領(a)がプラハで演説を行い、核兵器のない世界の実現にアメリカが取り組んでいくと宣言したことが挙げられる。2016年に同氏がアメリカの現職大統領として初めて広島を訪問し、核兵器のない世界の実現を改めて訴えたことは日本のメディアで大きく報じられた。翌年、国際連合において核兵器禁止条約⁽⁵⁾が採択された。しかし、これらの取り組みにもかかわらず、世界にはいまだに多数の核弾頭が存在している。核拡散のリスクも低くはない。

核兵器以外の大量破壊兵器や通常兵器の管理や禁止に関する諸条約の多くは、⁽⁶⁾冷戦終結後に締結された。これらの条約が作られた背景には、非人道的な兵器に対しての人々の反発の高まりと、兵器の輸出が世界各地における紛争の原因の一つになっているという認識の広まりがあったと言われている。また、条約の作成過程において、各国政府だけでなくN G Oが重要な役割を果たすことが多い。

問(A) 文中の(1)～(5)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- | | | |
|-----------------|----------|----------|
| (ア) イギリス | (イ) インド | (ウ) カナダ |
| (エ) 中華人民共和国(中国) | (オ) ドイツ | |
| (カ) パキスタン | (キ) フランス | (ケ) メキシコ |

問(B) 文中の(a)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- | | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| (ア) オバマ | (イ) トランプ | (ウ) バイデン | (エ) ブッシュ |
|---------|----------|----------|----------|

問(C) 下線部①に関連する説明として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 1950 年に平和擁護世界大会が核兵器の使用禁止を訴えるストックホルム・アピールを採択し、人々に賛同署名を呼び掛けた。
- (イ) 1954 年にビキニ環礁においてアメリカが水爆実験を行い、漁船「第五福竜丸」の船員が被ばくした。
- (ウ) 1955 年にパグウォッシュ会議が開かれ、これを受けて、核戦争による人類絶滅の危険性を指摘したラッセル・AINシュタイン宣言が出された。
- (エ) 1955 年に第 1 回原水爆禁止世界大会が広島で開催された。

問(D) 下線部②に関する説明として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 部分的核実験禁止条約は大気圏内における「核兵器の実験的爆発」を禁止した。
- (イ) 部分的核実験禁止条約は地下における「核兵器の実験的爆発」を禁止しなかった。
- (ウ) 部分的核実験禁止条約が締結された際のアメリカ大統領はケネディであった。
- (エ) 部分的核実験禁止条約が締結された翌年にキューバ危機が起り、ソ連は同条約を破棄した。

問(E) 下線部③に関する説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び。その記号をマークしなさい。

- (ア) N P Tは、締約国である各非核兵器国による核兵器製造の問題には言及しているが、これらの諸国による核兵器の取得の問題には言及していない。
- (イ) フランスは1970年代に、中国は1980年代にN P Tに署名した。
- (ウ) インドとパキスタンはN P Tに署名していない。
- (エ) 1995年にN P T締約国会議(N P T再検討会議)が開催され、N P Tを10年間のみ延長することが多数決で決定された。

問(F) 下線部④に関する説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 1987年、アメリカとソ連は中距離核戦力(INF)全廃条約に署名した。現在、効力を持つアメリカ・ロシア間の核軍縮条約はこの条約のみである。
- (イ) 1991年、アメリカとソ連は両国が配備する戦略核弾頭数の削減に合意し、第一次戦略兵器削減条約(START I)に署名した。
- (ウ) 1993年、アメリカとロシアは第二次戦略兵器削減条約(START II)に署名した。同条約は翌年発効した。
- (エ) 2010年、アメリカとロシアは新戦略兵器削減条約(新START)に署名した。その後、両国間の対立が深まったため同条約は延長されず、2021年に失効した。

問(G) 下線部⑤に関する説明として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 核兵器禁止条約は、批准国の数が2020年に50カ国に達したことを受け、2021年に発効した。
- (イ) 核兵器禁止条約の交渉開始に関する国際連合総会の決議において、北大西洋条約機構(NATO)加盟国のほとんどが賛成票を投じたが、オランダは反対票を投じた。
- (ウ) 核兵器禁止条約の採択に貢献したなどの理由で、国際NGOである核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)がノーベル平和賞を受賞した。
- (エ) 日本は核兵器禁止条約に署名していない。

問(H) 下線部⑥に関する説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 化学兵器禁止条約は締約国の一般的義務として、化学兵器を使用しないことや、他の締約国の領域内に遺棄したすべての化学兵器を廃棄することなどを挙げている。
- (イ) ノルウェー政府がオスロで開催した会議に端を発する国際交渉、いわゆるオスロ・プロセスによって対人地雷全面禁止条約が作成された。同条約は1999年に発効した。
- (ウ) クラスター爆弾禁止条約(「クラスター弾に関する条約」)が2010年に発効した。同条約は、カナダのオタワにおける会議で締結されたため、オタワ条約とも呼ばれる。
- (エ) インドと中国は対人地雷全面禁止条約とクラスター爆弾禁止条約(「クラスター弾に関する条約」)に署名したが、アメリカとロシアは署名していない。

〔II〕 次の会話文を読んで、問(A)～問(I)に答えなさい。

A : Bさんこんにちは！

B : おお、来たか。いつも農作業を手伝ってくれてありがとう。今日は作業ないけど、どうしたんだい。

A : 今日は、この地で70年以上も農家をやってきたBさんに相談があって来ました。実は、この地に移住したいなと思っているんです。

B : おお、それはうれしい。Aさんは仕事がついで、地味な作業もコツコツやるから農業に向いていると思っていたところだ。

A : Bさんの農作業を手伝っていて、この地で農業できたらいいなあとは考えていたんですけど、果たして農業で暮らしていくか不安なんです。私にはまだ農業についての知識も経験もほとんどないし…。

B : 確かに、農業だけで生計を立てるのは大変だ。とくに稻作(コメづくり)中心だとね。第二次世界大戦後の食糧不足があって「コメをつくれ」と言われてたんだけど、今から約50年前の1970年に、コメの作付面積を減らすと補助金がもらえる(1)政策が始まった。それも2018年に廃止された。生産者米価も低いままだし、稻作(コメづくり)中心だと農家は立ちいかなくなってしまったんだよ。1970年代後半からアメリカからの要求が高まって農産物の輸入自由化が進んだことも、日本の農業に大きな影響を与えた。⁽¹⁾

A : でも、自分と自分の家族が食べるためのコメと野菜は、自分自身でつくりたいんです。Bさんの田畠の周辺に(2)がたくさんあるじゃないですか。そうした土地を借りることができれば…。

B : ああ、CさんとDさんの田んぼね。君が田んぼやるのなら、貸してくれると思うよ。CさんとDさんも夫婦だけでコメづくりと野菜づくりをやってたんだけど、もう二人とも90歳近くて身体がしんどいから、コメづくりはやめちゃって、いまは野菜だけつくってる。彼らの子どもたちはみんな都会で会社勤めなので、こっちに戻ってコメづくりをやるつもりはないみたいだし…。

A：それであれだけ広い田んぼが手入れされずに荒れ地になってしまっているんですね…。あの荒れ地が全て田んぼだった昔は、美しい田園風景が広がっていたんだでしょうね…。

B：この問題は、この地域に限ったことじゃないんだよ。こうした(2)は日本全国に、中山間地域を中心として 40 万ヘクタールもあると言われているんだよ。

A：なんだか、もったいないなあ。いま日本の(3)率はカロリーベースでも 40% 程度になっちゃってるから、すでに起こりつつある気候変動や、国内外で頻発しつつある大災害などで食糧の輸入が途絶したらどうなるんだろう。
日本国内でも食糧が簡単には手に入らなくなるのかな…。

A：あ、でもそういう状況があるから、コメづくりをしたい人が田んぼを借りられるのか…。田んぼに戻すには、草刈りをして再生させないといけないけど、やってみたいなあ。格安で借りられる田んぼがある、ということは、もしかしたら格安で買える田んぼもあるってことですか。

B：あるよ。昔は農家でないと田んぼなどの農地を買うことも借りることもできなかったけれど、今は農地法の改正で株式会社(農業生産法人)なら農地を買えるし、個人や一般法人でも農地を借りられようになったみたいだよ。

A：そうなんですか。じゃあ、農業生産法人を設立して、農地を取得しようかな…。

B：農業で生計を立てていくつもりなの？

A：できれば農業メインで暮らしていくべきだと思っているんです。自分たちが食べるコメや野菜は自分で作るとしても、現金収入はある程度は必要ですよね。

B：であれば私のように、できた野菜を産地直売所で売ればいい。この近くにある産地直売所なら、自分が売るものに自分で値段をつけられるし、できた分だけ出荷すればいい。もちろん、必ず全部をお客さんが買ってくれるかどうかはわからないけれど、「おいしくて安い」と評判になれば売れ続けるよ。

A：なるほど。つくった野菜を近所の人たちに買って食べてもらうのはいいですね。売り手と買い手の顔が見えて輸送費も最小限に抑えられるから、環境にもいい(4)になりますしね。確かに、Bさんがつくったにんにくは、店に並べた先から売れてしまうほど定評がありますもんね。

B：実はいま、にんにく醤油も出荷しようとしているんだ。試しに産地直売所でお客様にふるまつたら評判が良くてね。「ぜひ売ってくれ」って言われちゃったんだよ。

A：Bさんのつくったにんにく醤油、確かにおいしいですもん。もらって帰って使ったら、炒め物が数段おいしく感じました。にんにくづくりは手伝っているからわかりますけど、醤油はどうしているんですか。まさか大豆づくりからやっているんですか。

B：はい。

A：すごい！日本の場合、大豆はそのほとんどを輸入に頼っていますし、バイオテクノロジーの発展で（5）作物が生まれ、日本でも大豆は（5）作物として認められていますよね。これによって、農業が発展するのはいいことだとは思うのです。ただ、安全なものを口にしたい消費者としては心身の異常や生態系の悪化を招きかねない（6）の問題とともにまだ不安に感じるんです。

B：大豆もうちの畑で有機農法でつくっているよ。

A：そうだったんですね。Bさんのつくった大豆、貴重！

B：大豆を近所の小さな醤油メーカーに持ち込んで、醤油にしてもらっているんだ。その醤油ににんにくを漬け込んでつくっている。

A：なるほど、醤油メーカーとのコラボですね。せっかくならインターネットを使っての販売もしてみたらどうですか。自分が畑でつくったものを売るのではなくて、それを自分で加工して販売まで行う（7）ですよ。

B：それもいいなあ。やってみたいけど、インターネットは詳しくないからなあ。

A：そういうの僕、得意なんでやります！できる仕事、ひとつ増えたみたい。

問(A) 文中の(1)～(7)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| (ア) 食料自給 | (イ) 國際分業 | (ウ) 農家民泊 |
| (エ) 地産地消 | (オ) 緑の革命 | (カ) 食育 |
| (キ) 薬品公害 | (ケ) 6次産業化 | (ケ) 零細經營 |
| (コ) 耕作放棄地 | (サ) 米の関税化 | (シ) 農業近代化 |
| (ス) 遺伝子組み換え | (セ) 戸別所得補償 | (ソ) 残留農薬 |
| (タ) 寄生地主 | (チ) 過剰米 | (ツ) 農地面積 |
| (テ) 都市農業 | (ト) 三ちゃん農業 | (ナ) 減反 |

問(B) 下線部①の日本の農産物輸入自由化について最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 1991年から牛肉とオレンジの輸入自由化が実施された。
- (イ) 1999年からコメの全面関税化が実施された。
- (ウ) 2020年まで日本は農産物について暫定セーフガードすら発動したことはない。
- (エ) 2020年12月末時点で、日本が輸入を制限している農産物はほとんどない。

問(C) 下線部②のような農家を表す語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 専業農家
- (イ) 副業的農家
- (ウ) 自給的農家
- (エ) 販売農家

問(D) 下線部③のような状況を表す語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 農家の合理化
- (イ) 農家の高齢化
- (ウ) 農家の少子化
- (エ) 農家の機械化

問(E) 下線部④のような状況を表す語句として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 生産人口減少
- (イ) 離農化
- (ウ) 後継者不足
- (エ) 専業化

問(F) 下線部⑤に関連して、食料・農業・農村基本法において良好な景観形成や国土保全、水源涵養などの農業の役割・機能を表す語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 多面的機能
- (イ) 自立的機能
- (ウ) 自然的機能
- (エ) 多目的機能

問(G) 下線部⑥のような状況に陥らないようにすることを表す語句として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 食糧(料)安全保障
- (イ) 農産物価格維持制度
- (ウ) ミニマム＝アクセス
- (エ) ベーシックインカム

問(H) 下線部⑦の農地法をはじめとする農業に関する法律の制定順が最も適当であるものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 農地法→新食糧法→農業基本法→食糧・農業・農村基本法
- (イ) 農地法→農業基本法→新食糧法→食糧・農業・農村基本法
- (ウ) 農地法→新食糧法→食糧・農業・農村基本法→農業基本法
- (エ) 農業基本法→農地法→新食糧法→食糧・農業・農村基本法

問(I) 下線部⑧に関連して、イギリスで提唱された食生活の環境への負荷の度合いを表す指標の名称として最も適当であるものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) トレーサビリティ
- (イ) スローフード
- (ウ) フードマイレージ
- (エ) フットプリント

〔III〕 次の文章を読んで、問(A)～問(D)に答えなさい。

2021年を起点として、過去30年の日本の労働事情の変化をみていく。ちょうど30年前の1991年はバブル景気が崩壊した年である。しかし、この年の有効求人倍率は1.40倍を記録し、労働市場はそれまで同様の(1)市場が続いていた。

しかし、1993年ごろから景気の冷え込みが本格化し、多くの企業が人件費を抑制するため、新規採用の減少に舵を切った。1990年代後半にはアジア経済危機や日本国内の不良債権処理の失敗によって大手金融機関の一部が経営破綻に陥るなど、景気の低迷は長引いた。その結果、この時期に学校を卒業した若者の中には新卒で就職できない者が他の時期と比べて多かった。この世代のことをいわゆる(2)世代と呼ぶ。

また、同じ時期には、人件費削減をねらって、企業の従業員の大規模な人員整理も行われた。これをリストラと呼ぶ。このような従業員への処遇の変化は、これまで慣行として日本の企業に存在していた「(3)」と「(4)」が大きく搖らぐきっかけとなった。しかしながら、厚生労働省職業安定局が2018年に発行した資料(「我が国の構造問題・雇用慣行等について」)を見ると、2016年時点ではどちらの慣行も、以前ほどではないが維持されていることがわかる。

なお、「(3)」は企業が従業員を定年まで何らかの形で継続的に雇用する仕組みのことを指す。「(4)」は従業員の年齢や勤続年数に応じて賃金が上昇する仕組みのことを指す。この背景には従業員が仕事に携わる時間が長くなれば仕事に関する能力が高まる、という想定があった。しかしながら、これらの慣行は、生産性が下がっていく可能性がある中高年の従業員にとっては既得権ともなり得るものである。

リストラと一緒に進められたのが、能力給や年俸制などの成果主義的賃金体系や裁量労働制である。^①成果主義的賃金体系のひとつの方は、労働者個人の仕事の成果をもとに昇給や昇進を決めるというものである。各従業員に一定期間内に達成すべき目標を決定してもらい、目標の達成度を評価する仕組み(目標管理制度)などが導入されている。しかし、成果主義的賃金体系の運用にあたっては、

様々な問題が生じている。

こういった賃金形態や労働形態の変更の他にも企業が人件費を抑制する中で非正規労働者が一層増加した。2021年4月発表の労働力調査(詳細集計)によると、非正規労働者は2021年1~3月期平均で役員を除く雇用者(5601万人)のうち(5)を占める。非正規労働者は女性が多く、同じ調査では女性の雇用者のうち役員を除いた者(2621万人)のうち(6)を占めている。働き方の多様化という点からは非正規労働は一定の魅力を持つが、雇用が不安定であるという問題も抱えている。実際、日本ではコロナ禍が始まってから、非正規労働者が減少したことが同じ調査から明らかになっている。非正規労働者の減少は2008年9月に発生した(7)に端を発する景気後退でも観察された。(7)と今回のコロナ禍の違いは、失業率である。(7)では失業率が5%台なかば(2009年7月)⁽³⁾にまで上昇した。他方、コロナ禍では3.1%(2020年10月)をピークに漸減傾向にある。

問(A) 文中の(1)~(7)に入れるのに最も適当な語句を下の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- | | | |
|-------------|-----------------|---------------|
| (ア) 売り手 | (イ) 買い手 | (ウ) 就職氷河期 |
| (エ) 就職厳冬期 | (オ) ゆとり | (カ) 有期雇用 |
| (キ) 終身雇用 | (ク) 雇用の無期転換 | (ケ) 年功序列型賃金体系 |
| (コ) 職種別賃金体系 | (サ) 報酬請負型賃金体系 | |
| (シ) 36.7% | (ス) 80.5% | (セ) 53.5% |
| (ソ) 20.0% | (タ) S A R S の流行 | (チ) リーマンショック |
| (ツ) 平成不況 | (テ) 東日本大震災 | |

問(B) 下線部①に関連して、個人の仕事の成果を重視した成果主義的賃金体系を導入することで発生しうる弊害として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 他の従業員の仕事を積極的に手伝うため、自分の仕事がなかなか進まない。
- (イ) 自分の目標と関係のある仕事だけを行うため、部署全体の生産性が低下する。
- (ウ) 達成するのが難しい目標を設定してしまい、残業が増えてしまう。
- (エ) 長期的な目標を設定してしまい、同僚に迷惑をかけてしまう。

問(C) 下線部②に関連して、コロナ禍において日本の2020年のGDPはどのように変化したか。その説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 2020年のGDPはプラス成長だった。
- (イ) 2020年のGDPはゼロ成長だった。
- (ウ) 2020年のGDPはマイナス成長だったが、1990年代後半に発生したアジア通貨危機の時よりもGDPの落ち込みは小さかった。
- (エ) 2020年のGDPはマイナス成長で、統計上比較可能な1995年以降で最も落ち込み方が大きかった。

問(D) 下線部③に関連して、コロナ禍における失業率が(7)の時ほどは上昇しなかった理由として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 雇用調整助成金が拡充されたことで、企業が雇用を維持できた。
- (イ) 労働時間が全体的に増加したため、企業が雇用を維持した。
- (ウ) 失業した人の一部が求職活動を行わなかったため、失業者が見かけ上減少した。
- (エ) 産業間の雇用シフトが比較的円滑に進んだ。

[IV] 次の会話文を読んで、問(A)～問(H)に答えなさい。

弟：「子の奪い合い」ってどういう問題なの？

姉：急にどうしたの。

弟：いや、さっきまたまニュースになっていたのを見たから。関係が悪化した

夫婦の間で子を取り合うんだってことは分かるんだけど、裁判とかでうまく
①
解決できない問題なのかな。法学部のお姉ちゃんなら分かるかと思って。

姉：なかなか難しいことを言うね……。うーん、まず、「子の奪い合い」の例から見てみようか。例えば、最高裁平成5年10月19日判決において問題となつたのは、このような事案だよ。

A1とBは昭和63年2月17日に婚姻し、同人らの間には同年7月17日Cが、平成元年7月11日Dが出生した。A1・B夫婦は、平成2年に県営住宅に転居し同所で生活していたが、夫婦関係は次第に円満を欠くようになり、A1は平成4年8月12日、Cらを連れて岡山県の伯母の家に墓参に行き、帰途そのまま、Cらと共にA1の実家である上告人A2(A1の父)宅で生活するようになった。

Bは、平成4年9月1日、その母と共にA2宅に赴いてCらの引渡しを求めたが、これを拒否されたためCらを連れ出したところ、追いかけてきたA2及びA3(A1の母)と路上でCらの奪い合いとなり、結局、CらはA2らによってA2宅に連れ戻された。

弟：「子の奪い合い」って、本当に実力での奪い合いになるんだ。

姉：うん。こんな感じで、一方の親が子を連れて実家に帰ってしまって、子と会えなくなつた他方の親がさらに子を取り返そうとする、というのが一例かな。

弟：こうなつてしまつたら、夫婦の話し合いで解決しそうにないよ……。そうすると、裁判によるしかないのかな。

姉：子が一方の親のもとにいるときに、他方の親が子の引渡しを求めるための手続はいくつか考えられるかな。例えば、さっきの事案では、人身保護法に基づく請求がなされているよ。

弟：人身保護法？

姉：はい、六法を貸してあげよう。

弟：ええと……人身保護法は、「基本的人権を保障する日本国憲法の精神に従い、
②
國民をして、現に、不當に奪われている人身の自由を、司法裁判により、迅速、且つ、容易に回復せしめる目的とする」法律なんだね。確かに、憲法が保障する人身の自由との関係で聞いたことがあるかも。でも、こういう場面で使われるとは知らなかったな。

姉：人身保護法に関する最高裁の大法廷判決である最高裁昭和33年5月28日判決は、「元来人身保護の制度の趣旨とするところは無権限又は違法な物理的拘束から被拘束者を釈放することにあるから、かかる問題を人身保護事件として取扱うことには全然疑義の余地がないわけではない。しかしながら幼児なるが故にこの制度の保護の範囲外にあるという理由は存しない。又この制度が今日その適用範囲を拡張し、幼児引渡しに及ぼされるにいたつてることは、内外の学説判例に徴して明かである」としているよ。本来の制度趣旨とは異なるんだろうけど、この法律に基づく人身保護請求は、「子の奪い合い」紛争において、人身保護法が制定・施行されて間もない時期から利用されてきたみたい。

弟：へえ、知らなかった。そういえば、その他にも子の引渡しを求めるための手続があるんだっけ？

姉：うん。他にも、民事訴訟により子の引渡しを求めるこことや、子の引渡し調停や審判を用いることなども考えられるよ。

弟：やっぱりいろいろと解決方法は用意されているんだね。実力行使で子を連れ戻すのはその子にとっても精神的な負担となりそうだし、安心したよ。

姉：子を実力で取り戻そうとする行為は、未成年者略取罪に当たる場合もあるみたい。つまり、刑事事件にまでなりうるんだよね。ただ、民事訴訟などで子の引渡しを命じる裁判がなされても、その実効性の確保についてまた問題があるの。

弟：せっかく裁判して、「子を引渡せ」という判決が得られても、その実現がうまくいかないってこと？

姉：そう。人身保護請求についてはまた別だからここでは置いておくけれど、例えば、その他の手続によって、子の引渡しを命じる判決がなされるとするでしょう。判決の通りに相手が子を引渡してくれればいいんだけど、それでも引渡してくれないときには、強制執行する必要が出てくるよね。

弟：強制的に子の引渡しを実現させようとするってことだよね。

姉：うん、でもこの強制執行がうまくいかない場合もあるんだよ。引き渡される子の心身への影響を考えると、無理に子を一方の親から引き離して、他方の親に引き渡すということも難しいみたいで。

弟：確かにね……。

姉：でも、令和元年5月10日に成立した「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」によって民事執行法の改正がなされて、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するための見直しがされたんだよ。

弟：それはどんな法改正なの？

⑥姉：子の引渡しに関する改正法案の趣旨については、平成31年3月19日の衆議院本会議で、このように説明されているよ。

○国務大臣（山下貴司君） 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

（省略）

第三に、国内の子の引渡しの強制執行に関する規定を整備することとしております。

具体的には、子の引渡しの強制執行は、執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法により行うこととし、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を整備することとしております。

また、この法律案は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正して、国際的な子の返還の強制執行について、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を、改正後の民事執行

法に基づく国内の子の引渡しの強制執行に関する規定と同内容のものに改めることがあります。

姉：もう少し具体的な話をしてると、例えば、改正以前の実務では、子と債務者、つまり子を引き渡さなければならない親が共にいる場合でなければ、強制的に子を引き渡すという直接的な強制執行ができないという運用がされていたみたい。

弟：そうすると、その親ができるだけ子と一緒にいないようにすれば、直接的な強制執行を回避できてしまうのでは。

姉：そうなんだよ。実際にそのような指摘がされていて、改正法の下では、このような子と債務者の同時存在の要件は不要とされているよ。ただ、債務者が不在ということになると、子が執行の現場で不安を覚えることがあるから、そういう不安を覚えることがないよう、原則として、債権者、つまり子の引渡しを受ける親の出頭を要件としているんだって。

弟：この法改正によって、子が不安を覚えることなく、なおかつ強制執行がうまくいくようになればいいね。ところで、この法律は、民事執行法だけを改正する法律じゃないってことだよね。

姉：うん。国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律、いわゆるハーグ条約実施法についても改正しているよ。
⑦

弟：国際結婚した夫婦が不仲になってしまった場合に、片方の親がもう一方の親の同意を得ずに子どもを外国に連れ去ってしまう、这样一个国際的な子の連れ去りの事案になると、ハーグ条約の問題になるんだっけ。

姉：その通り。ハーグ条約では、「いずれかの締約国に不法に連れ去られ、又はいずれかの締約国において不法に留置されている子の迅速な返還を確保すること」が目的の一つになっているの。

弟：日本は(1)を中心として、子の迅速な返還を確保したり、条約の他の目的を達成するために相互に協力したりしているんだよね。

姉：よく知っているね。ハーグ条約実施法も改正されたことで、日本に不法に連れ去られた子をより迅速に、効果的に返還することが期待されるところだね。

問(A) 下線部①に関連して、裁判所の構成に関する説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 最高裁判所の大法廷は全員の裁判官の合議体であり、最高裁判所の裁判官は15人である。
(イ) 最高裁判所の小法廷の裁判官の員数は、5人以上でなければならない。
(ウ) 高等裁判所の合議体の裁判官の員数は、いかなる訴訟についても、5人以上でなければならない。
(エ) 地方裁判所は、いかなる事件も合議体で取り扱う。

問(B) 下線部②に関連して、日本国憲法の制定過程に関する説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) マッカーサーから明治憲法を自由主義化する必要がある旨の示唆を受け、幣原首相は、国務大臣高野岩三郎を長とする憲法審査会を設置した。
(イ) マッカーサーは、1946年2月3日、GHQ民政局に対して、三原則（マッカーサー・ノート）に沿った改正案を起草するよう命じているが、この三原則の一つには、労働者に団結権を認めるべきことが含まれていた。
(ウ) 第90回帝国議会に提出された帝国憲法改正草案に対し、衆議院での審議を経て、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定が挿入された。
(エ) 第90回帝国議会に提出された帝国憲法改正草案には、「天皇は至尊にして侵すべからず」という規定が含まれていたが、衆議院での審議を経て、「天皇は、日本国の象徴」とあるとされた。

問(C) 下線部③に関する日本国憲法の規定に関する説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 憲法第18条においては、「何人も、その意に反するいかなる苦役にも服させられない」と定められている。
- (イ) 憲法第31条においては、「何人も、法律又は政令の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と定められている。
- (ウ) 憲法第33条においては、「何人も、現行犯として逮捕される場合及び緊急に逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」と定められている。
- (エ) 憲法第34条においては、「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない」と定められている。

問(D) 下線部④に関する説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 裁判所法第33条第1項によれば、簡易裁判所は、「訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求」に関する民事訴訟のみを取り扱い、刑事訴訟は取り扱わない。
- (イ) 民事訴訟法第281条第1項によれば、「地方裁判所が第一審とした終局判決」に不服がある場合、「高等裁判所に抗告することができる」とされている。
- (ウ) 民事訴訟法第311条第1項によれば、上告は、「地方裁判所が第二審とした終局判決に対しては高等裁判所にすることができる」とされている。
- (エ) 裁判の迅速化に関する法律第2条第1項によれば、「第一審の訴訟手続については2年以内に終局させなければならず、これを過ぎた場合には訴えを却下する」とされている。

問(E) 下線部⑤に関する説明として最も適当なものを次の(ア)～(ウ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 「成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化及び少年による犯罪の実情に鑑み」、18歳以上の少年を特定少年として、「特定少年の特例」に関する規定を置く少年法の改正案が国会に提出され、令和3年5月21日に可決された。
- (イ) 刑事訴訟法第36条では、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる事件に限り、被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない」とされている。
- (ウ) 檢察官は、送検された被疑者についてさらに留置の必要があると思料するとき、被疑者を受け取った時から24時間以内に勾留を請求しなければならないが、一旦勾留が認められれば、起訴するまでの間、期間の制限なく身柄を拘束することができる。

問(F) 下線部⑥に関連して、法律の制定に関する次の文中の(a)に入れるのに最も適当な語句を次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

日本国憲法によれば、参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて(a)日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができるとされている。

- (ア) 30 (イ) 50 (ウ) 60 (エ) 75

問(G) 下線部⑦に関連して、ハーグはオランダの都市であるが、オランダが加盟国となっていないものとして最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 北大西洋条約機構(N A T O)
- (イ) 欧州自由貿易連合(E F T A)
- (ウ) 欧州評議会(C o E)
- (エ) 欧州安全保障協力機構(O S C E)

問(H) 文中の(1)には、「平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする」行政機関の長が入る。(1)に入れるのに最も適当な語句を次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 国家公安委員会委員長
- (イ) 外務大臣
- (ウ) 出入国在留管理庁長官
- (エ) 内閣官房長官

(以上)